



INTERNATIONAL FEDERATION OF UNIVERSITY WOMEN

第28回IFUW総会において採択された決議

第28回IFUW総会は以下の決議をする

1) 世界の金融・財政機関における意思決定ポストへの女性の登用

1. 各国大学婦人協会(NFA)は、自国の政府が国内および国際的な金融・財政機関に対して、経済にかかわる意思決定ポストに女性を登用するよう奨励することを要請する。
2. NFAは、自国の政府に対し、あらゆるレベルの政府省庁が経済政策の決定を行うポストに女性の登用を奨励するよう要請する。
3. IFUWは、その常設委員会、国連経済社会理事会(ECOSOC)における諮問的地位ならびにウェブサイトを、メールリストを活用して、この決議を履行する。

行動計画

1. NFAの会員は自国の政府に対して、金融・財政問題の意思決定を行うポストに女性を求め、登用する慣習を履行するよう要請する。
2. NFAの会員は各国の金融機関に対して意思決定を行うポストに女性を求め、採用するよう求める。
3. IFUWのリーダーは委員会や情報テクノロジーを活用して、NFAがこの決議を履行するための方法を助言する。
4. IFUWの国連への代表者は関連する委員会の会議にこの決議を提出する。
5. IFUWはECOSOCの諮問的地位を求める。

2) 女性と高齢化

1. NFAは、会員および政府に対し、高齢者の過半数が女性であることから、高齢女性の問題に関心を向ける必要があるという認識を促す努力をする。
2. NFAは、高齢女性の状況に関するあらゆる側面を調査し、「年老いた女性は、かよわく、無力で、自立できない」という神話に立ち向かい、問い直す。
3. NFAは自国政府が年齢別、性別の公式統計を作成するよう促す
4. NFAは、会員および政府が、財政、住宅、支援サービス、痴呆の防止など、高齢者問題にジェンダーに敏感な措置をとることの重要性の認識を深めるよう努力する。
5. NFAは、高齢女性の視点が「主流化アプローチ」のなかの特別対策グループとして政府報告、刊行物に盛り込まれ、それによって高齢女性の状況改善に役立つ政策および法的措置が立案されるよう努力する。

6. NFA は、地方、地域、国家の社会政策の策定に、高齢女性の参画を促す努力をする。
行動計画

NFA は自国政府に対し、2002 年マドリッドで開催された高齢化問題に関する国連第二回世界会議で採択された勧告の履行を促す。

3) ライフサイクルにおける新たな選択肢

1. NFA は、生き方の選択肢が変化していること、および女性の人生のさまざまな段階に特有のニーズがあることについて認識を深める。
2. NFA は、こうしたニーズに対応するため社会の諸制度が十分適応し、市民が人生の各段階においてより多くの活動を取り入れられるよう促す。
3. NFA は、生涯学習、先端技術、労働市場の女性、高齢化社会といった要素のすべてがこうした変化の一因となっていることを認識する。

行動計画

1. NFA は、高齢化社会においてより長寿となった女性およびあらゆる段階の女性に向けて自国で提供されているサービスの柔軟性、多様性を調査する。特に調査すべき領域は、学校制度（生涯学習に適応しているか否か）、住宅問題（単なる家族生活でなく長寿社会に適応しているか否か）、ヘルスケア、労働時間の「シフト」制、母親父親の育児休暇、年金資金規制等の問題。
2. NFA は、知的刺激を与えるサービスにどのようなものがあるかも調査する。

4) 文化の多様性と教育

UNESCO の「文化の多様性についての世界宣言」および「平和の文化についての宣言」を支援するために、NFA に対して以下の点を要請する。

1. 移住労働者、難民、原住民、少数民族の女性に対する教育プログラムを促す。
2. 自国政府に対し、初等中等教育課程の生徒が、文化の多様性の豊かさを学び、受けとめ、慶賀できる機会をもてるような教育政策を採用するよう提唱する。
3. 教育課程のなかに、校内また他文化の社会における違いをみとめ、理解を促進し、人種差別に対抗するような学習内容が盛り込まれるよう努める。
4. IFUW ウェブサイトや NFA のウェブサイトでよい実例を知らせる努力をする。

行動計画

1. NFA は、教育カリキュラムに文化の多様性を推進するプログラムが含まれているかどうか、またこれらのプログラムが実施されているかどうかを調査する。
2. NFA は支部および全国レベルで、移民や難民、民族的少数派を含むすべての女性や子どもがその文化の多様性を慶賀できるような、社会的、文化的な啓発プログラムを実施する。
3. NFA は、UNESCO の「文化の多様性についての世界宣言」および「平和の文化についての宣言」について学び、理解を深める。

5) 教育資金援助における年齢差別

1. 1995年度第6号決議(第2項)を再確認し、NFAは各種の奨学金受給、雇用などの資格の判断基準から年齢制限を取り除くよう関係当局に要請する。
2. IFUW理事会に対し、関係国際団体への代表が国際的な資金提供者による各種奨学金の受給資格の判断基準から年齢制限を取り除くためのロビー活動を行うよう要請する。

6) 児童の商業的搾取

NFAは自国の政府が以下について調印のみならず、批准もしているかどうかを確認する。

1. 国連児童権利条約の児童売買、児童売春、児童ポルノグラフィーに関する選択議定書
2. 特に女性と子どもの人身売買を防止し、懲罰するための国境を越えた組織犯罪の防止に関する国連条約(2002年)およびその議定書
3. 武力紛争に巻き込まれた子どもについての国連子どもの権利条約の選択議定書
4. 最悪の形態の児童労働に関するILO条約182/1999

行動計画

1. NFAは国連選択議定書およびILO条約に関する自国政府の立場を明らかにし、調印または批准をしていない場合、政府がこれらの要求を満たすようロビー活動を行う。
2. NFAは、施策を履行するための利用できる資力があり、子どもの搾取を予防する法律が活用されているかを見定める。
3. NFAは子どもによるインターネットの安全な利用に関して、警察、教育機関と両親への情報とのあいだで協力がなされているかどうかを監視する。
4. NFAは以下の文書について学習し、習熟に努めること。国連選択議定書は、2000年5月25日の国連総会決議A/RES/54/263によって採択され、調印、批准、受諾を待つばかりとなり、2002年1月18日に施行された。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)およびUNICEFのウェブサイトこれら条約の全文が掲載されている。ILO条約182号をILOウェブサイト：www.ilo.orgで閲覧することができる。

7) 宗教、文化、ジェンダー平等、女性の権利

1. IFUWとNFAは、文化的、宗教的な制度に人権基準を適用して、ジェンダー平等の達成を促し、各人の宗教信仰を尊重しながら、女性の権利を第一義とするよう努力する。
2. NFAは、「北京行動綱領」、「北京+5政治宣言および成果文書」、「女子差別撤廃条約」ならびに「世界人権宣言」などの文書に述べられている宗教、ジェンダー平等、女性の権利についての対話基準を設けるよう努力する。

8) 小火器・軽兵器の抑制

NFAは自国政府に対して、以下に関するロビー活動を行うこと。

1. 「2001年の国連小型・軽兵器違法取引の全面的な防止と根絶をはかるための行動計画」

を履行すること。

2. 2005 年小火器・軽兵器の違法取引に関する国連会議に積極的に参加し、そこで合意された行動規律の調印国となり、自国領内でその施行に努力する。
3. 同会議への準備にあたり、地域の他の政府に対し、最緊急課題と最も効果的な抑制方法とを諮問する。
4. その会議において 2001 年の行動計画を以下の点において強化するよう促す。
 - a) 人権や国際法に違反する国への武器売却を規制する武器輸出に関する行動規律の制定
 - b) 武器ブローカーや出荷業者の国際的取り締まりに関する国連条約の制定
 - c) 国等が所有する武器弾薬の安全対策の強化
5. 根底をなす暴力の文化や武力対立の影響に対抗するための支援策をさらに支持する。
6. 市民社会の諸団体が、平和、軍縮教育などの紛争の平和的解決方法を、特に若者のあいだで推進できる力をつけるような措置を積極的に支援する。

行動計画

1. NFA は、「2005 年国連行動計画」を強化する必要性に関連して、関心を抱いていることを自国政府に知らせるための緊急対策をとる。
2. NFA は自分たちの地域に関連する問題について認識し、政府へのロビー活動を行う。
3. NFA は、2001 年 IFUW オタワ総会の 12 号、13 号決議に従い、暴力によらずに対立を解決する問題および平和教育の問題に取り組む独自の計画を立案する。

9) 女性 平和に欠かせない存在

1. NFA は自国政府に対して、「女性、平和、安全保障に関する国連決議 1325 (2000 年)」および「武力紛争の防止に関する安全保障理事会の役割についての決議 1366、パラグラフ 17 (2001 年)」の履行を促す。
2. NFA は自国政府とともに、紛争解決のプロセスに、以下の観点から、女性の声と女性の代表を組み入れる機会を設けるよう提唱する。
 - a) 紛争を防止する
 - b) 紛争の早期解決を促進する
 - c) 人道的な作戦と再建プロセスを手助けする
 - d) 女性と女兒をジェンダーにもとづく暴力から守る
 - e) このようなプロセスにおける女性の参加比率を最低 50% 確保する方向に働きかける。
3. IFUW は国連事務総長が国連決議 1325 および決議 1366 パラグラフ 17 の全面的な履行に向けたプロセスについて定期的な報告を行ない、会員は自国の政府に働きかけて、事務総長の勧告した履行戦略に確実に従うよう要請する。

行動計画

1. NFA はすべての会員に対して、「女性、平和、安全保障」の写しを国連またはウエブサイトの www.peacewomen.org/un/ngo/wg より入手するよう促す。この研究は 79 の勧告を出している。
2. NFA はこの研究を自国政府に配布し、自国政府に対してこの決議への関心を促す。
3. NFA は自国政府に対して、紛争のあらゆる側面 防止、紛争後のプロセス、戦争と

暴力が女性に及ぼす影響など に関する政策、および関連する人々のトレーニングを見直し、政策決定が女性に及ぼす影響を分析できるように性別ごとのデータをとることを要請する。

4. IFUW は、国連事務総長に対して決議 1325 の全面的な履行に向けた進捗状況についての報告を求める。

10) 水の保護

NFA は自国政府に対して以下の要請をする。

1. 水資源を保護し、また、水を再生できない最重要の天然資源として政府のあらゆるレベルで守り、その利用と価格を規制すると宣言すること。
2. 水管理の民営化を、資金援助を受ける前提条件とするような動きに反対すること。
3. 生態系ならびに水・地質学的現実に正当な関心を向けつつ、長期的な地域のニーズに応えるための持続的かつ慎重な水管理政策を採択し、履行する。
4. 地表の水や地下水を、個人、地域、国家、国際的なレベルで節約し、有効利用を促す。

行動計画

1. NFA は、WTO（世界貿易機関）への国家代表に対して、水資源を商品として大量消費させない方策を厳守するよう求める。
2. NFA は、世界銀行や IMF が各国への財政援助の前提条件として水管理の民営化を行わせるような動きに対し警戒し、反対する。
3. NFA は、政府にこの決議の履行を働きかけるためにグローバルな水の問題について学習する。UNESCO には印刷した資料がある。

11) 保護の責任

NFA は自国政府に対して以下の要請をする。

1. 介入と国家主権に関する国際委員会が国連に提出した 2001 年報告として、国家が市民を保護する責務を述べた「保護の責務」に盛り込まれた原則が国際的に受け入れられるよう、これに高い優先権を与えて行動する。すなわち、
 - a) 保護の責務：対立の根本原因と直接の原因に向き合うこと、
 - b) 対応の責務：緊急の人的ニーズに適切な措置を講じること
 - c) 再建の責務：復旧、復興、和解を支援すること
2. 国連の信託のもとに人道的介入をするための国際的定式を定めるよう提唱する。

12) 女性に対する集団的暴力の増加に対処するため、

1. ジェンダーにもとづく殺害や暴力を非難し、糾弾する。
2. 女性や子どもに対するそうした殺害や暴力の責任を関係当局が認め、処罰することを要求する。
3. IFUW 理事会に対し、女性に対する集団的暴力の増加に照らして、国連人権委員会が

女性に対する暴力による殺害の根絶を基本的な人権問題として考慮するよう求めることを要求する。

4. NFA はこの緊急問題に対する自国関係当局の対応を調査する。
5. NFA は自国政府に対してこの問題を国連における優先課題とするよう求める。

INTERNAL RESOLUTIONS 内部決議事項

13) IFUW 若手会員

1. 現理事のなかから若手会員の（便益）代表者を 1 名任命する。かけがえのない若手会員たちに、組織立った、継続的支援を与えるためである。
2. 新世代プロジェクトグループのような常設機関を設け、ニューズレター・e-メールリスト・若手会員への情報提供・プロジェクトの推進などを行う
3. 理事会は、若手会員が IFUW の運営知識や経験を得る機会と訓練を推進する
4. IFUW 本部は、若手会員の e-メールリストに引き続き関連情報を提供、共有する。
5. 理事会は、IFUW 総会で必ず若手会員のための企画を用意し、また
6. 各国大学婦人協会（NFA）にも、自国の若手会員のため同様の適切な措置をとるよう要請する。例：若手会員が関連情報を入手できるよう機会や訓練を与え、若手会員のための催しを企画する等。

行動計画

1. 理事会は現理事のなかから若手会員の（便益）代表者を 1 名任命する。
2. 第 28 回総会の終了時に、プロジェクトグループが、若い献身的なメンバーを集めて結成される。メンバーは、若手会員代表理事と共に、次の 3 年期と総会に協力して働く。
3. プロジェクトグループは代表理事と共に、2005 年 7 月までに行動計画を作成し、理事会の最終承認を求める。
4. NFA は、自身の意思決定機関で、若手会員代表者 1 名を任命する

14) 新しい諸問題に対処する NFA シンクタンク

各国大学婦人協会（NFA）が、新しい問題に対処するため、会員および外部の専門家をその都度適切に任命し、シンクタンクを作り、以下の任にあたらせるよう奨励する。

1. 政治・経済・社会および道徳的価値観の重大な変化を観察し、これらの変化が女性、特に大卒女性の地位と権利に及ぼす影響を考える。
2. その事業が大卒女性のニーズを先取りし、その国・地域に相応しい答えとなるよう、NFA の方針と計画に対して提案・勧告を与える。
3. 観察・結論・解決策・専門知識の交換を容易にするため、他の NFA と連携する。これはすべての IFUW 会員が共に、IFUW の基本原則を確たるものとしつつ前進するためである。

行動計画

1. NFA は問題が起これば、その都度シンクタンクを作る。これは官僚的な組織ではなく、学際的に思索するグループである。NFA 会員と外部の専門家の両方から成り立っている。
2. 中核となるメンバーは、種々の分野の様々な専門家を含む。
3. グループは、直ちにまたは長期的に行動を必要とする新発生の問題について、NFA に警告を発する。
4. いくつかのグループが集まって地域のネットワークを作り、その地域に大きな変化を引き起こすべく、問題の広域的な観察判断を行う。ネットワークはその地域に与えた変化の影響を評価し、草の根的に率先して行動し、結果を IFUW に国際レベルで提出する。

15) 第 30 回 IFUW 総会の開催日時

第 30 回総会の開催場所および日時の決定を理事会に委任する。

16) 国際会員資格に関する実験プログラム

1. 理事会はインターネットによる個人国際会員受付の試みを継続実施する。
2. この試行策と現行の個人会員資格の範疇の損益を比較検討し、詳細な報告と最終的勧告を次の総会前の評議会に提出する。

17) IFUW の予算危機と財務的影響への対応

3. IFUW 理事会は 2004 年 10 月 1 日までに対策委員会を設置する。その委任事項は理事会と財務委員会が取りまとめる。
4. 対策委員会が 2004 年 11 月までに見直す事項には、
 - IFUW の機構、会員資格
 - 事務局の機能
 - 優先的課題
 - 資金調達、を含む
5. 対策委員会は 2004 年 11 月に会合を開く。
6. 対策委員会は 2004 年 11 月末までに理事会に提案を提出する。
7. 行動計画について、評議会は書面による投票を 2003 年(2004 年の間違いでは?) 12 月に始め、2005 年 2 月末までに完了する。ただし、そのような採決は各国の会員や若手会員ネットワーク等 IFUW のグループ内で、十分な協議が行われたことが明らかになってからとする。
8. 理事会はその決定を 2005 年 3 月から実行する。

18) IFUW 会員資格の範疇の見直し

- 1 . IFUW は、協会加盟をより柔軟に運用できるような新たな枠組みを考慮しつつ会員資格の範疇を見直す。
- 2 . 各種提案や IFUW の定款および内規の改定案を盛り込んだ報告を第 29 回総会に提出する。

19) 会費

一人あたり 6 スイスフランの会費値上げを行う。1 人あたり 18 スイスフランとして 2004 暦年の在籍会員数をもとに会費を計算し、2005 年内に支払う。